



コアラのハッピー

くらしのほっと通信

名古屋市消費生活センター

2010.

2

No.36

年6回偶数月発行

P.2 再勧誘禁止規定の確認

P.3 商品Test 電球形蛍光灯

P.4  鶏卵の表示

訪問販売・電話勧誘販売～再勧誘は禁止されています

断っても、断っても、自宅を訪問した事業者や、かかってきた電話の事業者から強引に勧誘され、契約してしまったという経験はありませんか？

特定商取引法では、訪問販売や電話勧誘販売において断った後の再勧誘は禁止されています。強引な勧誘の相談事例を紹介します。



特定商取引法では

事例1 訪問販売—長時間勧誘を断りきれず契約

4日前、「隣家の屋根工事をするので足場を借りたい」と事業者が訪問した。職人が屋根に上がり「屋根が古い。雨漏りがする」と修理工事を勧誘した。断っていたが長時間勧誘され契約してしまった。解約したい。
(70歳代 女性 無職)

4日前に訪問販売で契約しているので、クーリング・オフ(無条件解約)ができます。ハガキによる解除方法を助言しました。

特定商取引法が改正され、平成21年12月1日以降、訪問販売でも、断った後の再勧誘は禁止されました。断っても事業者が帰らなければ、消費生活センターに相談するか、最寄りの警察に通報しましょう。

事例2 電話勧誘販売—資格教材の二次被害

数年前に、電話勧誘で資格教材の契約をし、全額支払った。昨日「基礎講座が終了していない。継続受講か、受講中止の手続きが必要」と勤務先に電話があった。断っても何度も電話がかかり迷惑している。
(50歳代 男性 給与所得者)

以前の契約は、商品を受け取り代金を支払っているのに、契約終了しています。契約が続いていると感わせ、新しい契約を勧誘する悪質な手口です。「電話勧誘を断った後に、再勧誘するのは法律違反。警察に通報する」と、はっきり断るよう助言しました。



他の法律では

事例3 商品取引所法など—先物取引の勧誘

数年前から、自宅に先物業者から、断ってもしつこく勧誘電話がかかってくる。電話を着信拒否にしたら、ダイレクトメールが届くようになった。どうしたらよいか。
(30歳代 男性 給与所得者)

商品取引所法(国内取引)や、海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律では、取引を行わない意思表示をした人に対して、電話や訪問して勧誘する行為は禁止され、行政処分の対象となります。

ダイレクトメールは受け取り拒否し、受け取った場合は、未開封のまま受取拒否等の表示をして郵便ポストへ投函するよう助言しました。

事例4 金融商品取引法-外国為替証拠金取引の勧誘

電話で「利子が高い」「スワップポイントがつく」など外国通貨の取引をしつこく勧誘された。内容が難しく、どうしたらよいかわからない。
(60歳代 女性 無職)

これは外国為替証拠金取引の勧誘です。預けたお金の何十倍もの売買をする金融先物取引で、元本・利益の保証が無いハイリスクな取引です。内容を理解できない取引には係らないほうがよいでしょう。金融商品取引法では、金融先物取引において断った後の再勧誘が禁止されています。契約する意思がなければ、勧誘されたらはっきり断るよう助言しました。

相談

月
～
金

052-222-9671
052-222-9674
052-223-3160

消費生活相談

架空請求ホットダイヤル

サラ金・多重債務特別相談

土
・
日

土・日テレフォン相談

052-222-9690

トラブル回避のために～再勧誘禁止規定の確認

法律でいくら再勧誘が禁止されていても、不本意な契約をしてしまった場合、すべての契約が無条件解約できるわけではありません。自分を守る最強の手段は**はっきり断る**ことです。

特定商取引法に定められている勧誘時の事業者の義務と、再勧誘禁止規定を確認しておきましょう。

法律の規定1

勧誘に先立って、氏名、名称、勧誘目的であること、勧誘商品などを明示する

法律の規定2

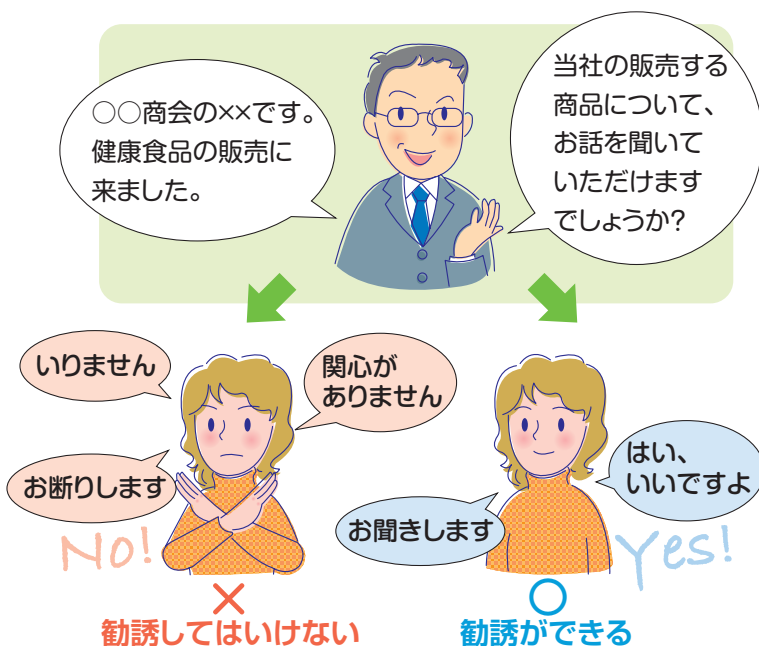
勧誘を受ける意思があるかどうか確認する

法律の規定3

契約をしない意思表示をした人に対して、**勧誘してはいけない**

禁止内容

- ・そのまま勧誘を続けること
- ・その後改めて訪問して勧誘すること
- ・同一会社の他の勧誘員が勧誘すること



拒否の意思表示の例

- ・ 訪問販売・電話勧誘販売で → ○「一切取引を行うつもりはありません」とはっきり伝える
×「今は忙しいので、後日にして欲しい」
- ・ 電話勧誘販売で → ○ 応答もせずにそのまま電話を切ることを繰り返すなど
契約しないことを暗に示すこと（黙示的な意思表示）



事業者が違反した場合

主務大臣（消費者庁、経済産業省、都道府県）の指示または業務停止命令の対象となります。

平成20年度には、違反した事業者に対して、141件の業務停止（3ヶ月～12ヶ月）が命じられました。

主な義務・禁止行為（訪問販売・電話勧誘販売）		行政処分	刑事罰
氏名、名称、勧誘目的等の明示義務	契約を締結しない意思表示した者への再勧誘の禁止	○	—
書面の交付義務		○	○※1
不実告知、事実不告知、威迫・困惑の禁止		○	○※2

※1：100万円以下の罰金、※2：3年以下の懲役、300万円以下の罰金、又は併科

名古屋市消費生活条例でも“再勧誘”を禁止しています

名古屋市消費生活条例では、不適切な取引行為として52項目を定め、そのうち「拒絶したもののへの再勧誘」を、不当な勧誘・締結行為として禁止しています。

当センターでは、不適切な勧誘の相談が入った事業者に対して、相談件数が多かったり、悪質だったりする場合には、条例に基づき改善指導を行っています。

こむずかしい用語解説

名古屋市消費生活条例



名古屋市消費生活条例は、市民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的として、昭和51年に制定されました。消費者と事業者との間の、情報の質、量、交渉力等の格差に配慮し、消費者利益の擁護と増進のための基本理念—消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援などを定め、消費者の役割、市と事業者の責務を明記し、消費者の地位向上を促進するための基本的施策等を定めています。条例は当センターウェブサイトを確認できます。

<http://www.seikatsu.city.nagoya.jp/books/html/jyorei-all.html>

商品 Test

電球形蛍光灯

「省エネ」「明るさ長持ち」を表示した照明器具として「電球形蛍光灯」が販売されています。「白熱電球」に比べ、消費電力や寿命の点で優れていると言われています。

しかし、点灯直後が暗いという声も聞かれます。

そこで、40W形の電球形蛍光灯と白熱電球の点灯後の照度を調べてみました。



上段：電球形蛍光灯5銘柄(消費電力8~9W)
購入価格620円~1,080円

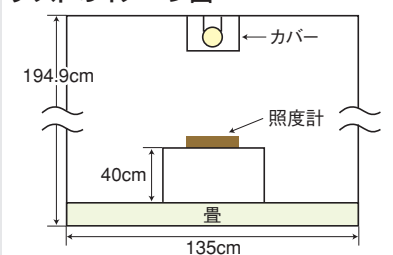
下段：同メーカーの白熱電球5銘柄(消費電力34~36W)
購入価格100円~140円

(商品購入は平成21年3月)

テスト方法

1. テスト室は、恒温恒湿室内の畳敷きに、高さ194.9cm、幅135cm、奥行き175cmの周囲と天井を黒の色画用紙で覆った暗室とし、その天井に照明器具(カバー付)を設置し、その直下に、畳から40cmの高さに照度計を置いた。
2. テスト室内を、10℃、20℃、30℃に温度設定し、各温度で、点灯後5秒、10秒、20秒、30秒、60秒、5分、10分、30分、1時間、1時間30分後の照度を測定した。

テストのイメージ図



テスト結果と考察

(1) 白熱電球の照度

点灯直後はやや上がり、その後はほぼ同じ照度を保った。また、どの温度でも、照度の変化が少なかった。(図1~3では、A'のみ表示し蛍光灯と比較した)

(2) 電球形蛍光灯の照度

①点灯直後

点灯直後は低く、その後1分間は上がり、それ以降はほとんどの銘柄で少し下がる。

また、20℃では、全銘柄で白熱電球の3~4割の照度で、10℃では、4銘柄で白熱電球の1~4割であった。

②20℃での30分後

白熱電球に比べ、Eはやや高く、BとDはやや低かったが、AとCは5割以下であった。

テスト結果から

①オン・オフの回数が多い玄関・階段・トイレなどは白熱電球の方がよいでしょう。

②高齢者が電球形蛍光灯を選ぶときは、1ランク明るくするとよいでしょう。

照明器具を選ぶときは、使用頻度・使用時間や部屋の広さなどを考慮しましょう。

注) このテストは、上記の条件で、電球形蛍光灯の傾向を見るために実施したものです。

テストの詳細は当センターのウェブサイトをご覧ください。

<http://www.seikatsu.city.nagoya.jp/test/index2.htm>

図1 10℃での点灯後の照度の変化

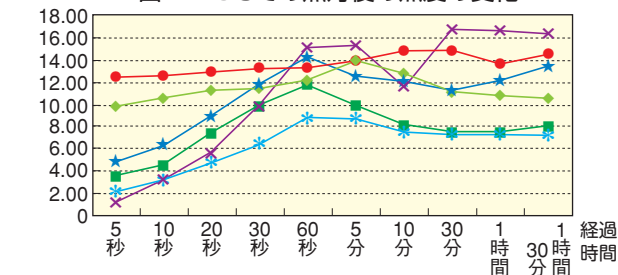


図2 20℃での点灯後の照度の変化

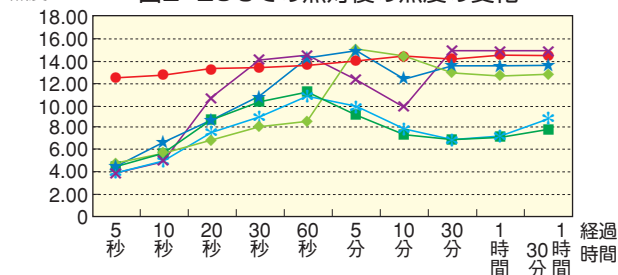
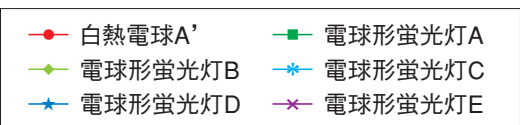
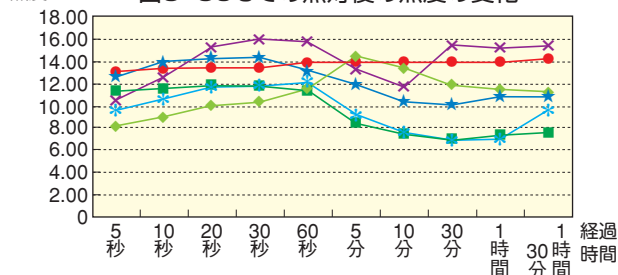


図3 30℃での点灯後の照度の変化





「安全」「健康」「自然」「森」「ビタミンたっぷり」…。スーパーに行くと、いろんな装飾表示の卵があって、いつも迷っちゃうんだ。



そういう卵をブランド卵と言って、国内には千を超えるブランド卵があるそうよ。



そんなにあるんだ！ いろいろ選べるのはいいんだけど、表示の意味が分かりにくいなあ。



確かに、誤解を招くような表示もあるわね。これまで鶏卵業界には自主基準がなかったんだけど、平成20年、鶏卵業界に「鶏卵の表示に関する公正競争規約」ができたの。(平成22年3月27日完全施行の予定) 規約に従った製品には、**公正マーク**をつけられるようにするんですって。



具体的にはどう変わるの？



例えば「栄養強化卵」や「平飼い」「地卵」「有精卵」等には表示する場合の基準が設けられるの。それから「自然卵」のように、卵を直接装飾する表示として「天然」「自然」を使うのは禁止、「特選」「極上」などと書くには鶏卵公正取引協議会の承認が必要になるわ。



「安全」「健康」とか、「森」みたいに自然をイメージする表示はどうなるのかな？



禁止ではなくて、表示を認めるかどうかを個々に審議していく予定だそうよ。



例えば、安全と書かれている卵だけが安全なわけじゃないし、言葉だけで判断しちゃダメだね。



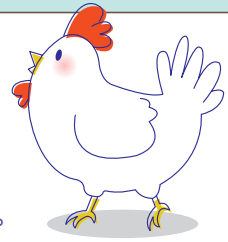
抽象的な表現には、表示の根拠が併記されるとか、ラベルへの記載が困難な場合はウェブサイトで公開される等、正しい情報を得られるしくみがあると消費者が選択しやすくなるわね。



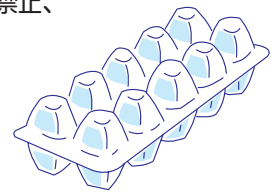
これからは、公正マークを目安にしながら、イメージだけで選ばないようにするね。



私たち消費者の側にも、表示に関心を持ってしっかり選択する姿勢が求められるってことよね。この規約は自主ルールで、協議会の会員じゃない事業者には強制力がないんだけど、これを機会に今後、より消費者に分かりやすい表示のルール作りが広がって欲しいわね。



鶏卵の公正マーク



トピック <鶏卵の賞味期限>

鶏卵の賞味期限は10℃以下の冷蔵保存で、生食が可能な期限です。食品衛生法で表示が義務付けられています。

現在、賞味期限は各生産者が科学的判断に基づき設定し、その起点日には「別々の採卵日の卵を一つのパックにつめた日」「産卵日」等があります。商品によっては「パック日」「産卵日」等が併記されています。

賞味期限後や殻にヒビが入った卵は、必ず十分に加熱して食べましょう！

パック日 10.02.01
賞味期限 10.02.15

統一されてないんだね…



産卵日 10.02.01
賞味期限 10.02.15

賞味期限 10.02.15

利用のご案内

相談室

受付時間 月～金曜日 9:00～16:15
(祝日・年末年始を除く)

TEL 052-222-9671 消費生活相談
TEL 052-222-9674 架空請求ホットダイヤル
TEL 052-223-3160 サラ金・多重債務特別相談

受付時間 土・日曜日 9:00～16:15
(祝日・年末年始を除く)

TEL 052-222-9690 土・日・日テレフォン相談
※架空請求、多重債務の相談もこちらの番号で受け付けています。
※土・日曜日は電話相談のみで、来所相談は行っていません。

くらしの情報プラザ

開館時間 月～土曜日 9:00～17:00
(祝日・年末年始を除く)

TEL 052-222-9677
※くらしに役立つ幅広い情報を提供しています。

名古屋市消費生活センター

パソコン用 <http://www.seikatsu.city.nagoya.jp>
携帯電話用 <http://www.seikatsu.city.nagoya.jp/m/>

〒460-0008 名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階
TEL (052) 222-9679 FAX (052) 222-9678



名古屋城本丸御殿復元プロジェクト 2010年は、名古屋開府400年です。 NC400



●本誌の内容の無断転載と利用をお断り致します。
●このパンフレットは、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。